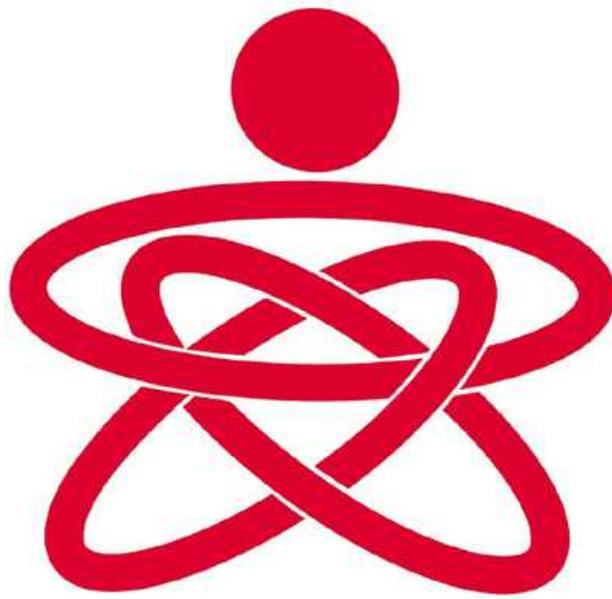


平成29年度
文化庁
国際芸術交流支援事業
応募要領



要望書の提出締切日

平成28年11月11日（金）～18日（金）（消印有効）

提出先

【音楽・舞踊・演劇・大衆芸能】 文化庁文化部芸術文化課支援推進室育成係

【伝統芸能】 文化庁文化財部伝統文化課総務係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

平成28年10月
文化庁

目 次

1. 募 集 に つ い て	1
2. 補助の対象となる経費及び補助基礎額算出基準等	3
3. 留 意 事 項 等	6
4. 提 出 書 類 に つ い て	8
5. 審 査 に つ い て	9
6. 記入例及び記入上の注意事項	10
7. 文化プログラムへの参画について	28

問合せ先

【音楽・舞踊・演劇・大衆芸能】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化部芸術文化課支援推進室育成係

TEL03(5253)4111(代表)内線2081, 2082(9時30分~18時15分)

FAX03(6734)3815

【伝統芸能】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化財部伝統文化課総務係

TEL03(5253)4111(代表)内線2863(9時30分~18時15分)

FAX03(6734)3820

ホームページから応募様式をダウンロードすることができます。
文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp>)

1. 募 集 に つ い て

本補助事業は、平成29年度概算要求に基づき募集を行うものです。今後の予算編成の状況によっては、内容の変更や、規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や、関係書類・資料の追加提出を求めることもありますので、御承知おき願います。

1. 目的

本補助事業は、我が国のプロフェッショナルな芸術団体が行う、海外公演、国際共同制作公演及び国内で開催する舞台芸術国際フェスティバルを支援することにより、我が国の芸術団体の水準向上を図るとともに、国際発信力を強化し、我が国のプレゼンスを高め、「文化芸術立国」の推進に資することを目的とするものです。

2. 対象となる活動

(1) 「海外公演」

我が国の芸術団体が芸術水準向上を目的として海外フェスティバルへ参加する等の公演を補助します。

※ 日本を出国してから帰国するまでを1活動とし、要望は1団体につき1活動に限るものとします。

(2) 「国際共同制作公演（海外公演・国内公演）」

次の要件の全てを満たす我が国の芸術団体と外国の芸術団体が行う舞台芸術の国際共同制作公演を補助します。

- ① 企画段階から外国の芸術団体（劇場を含む）と演出や脚本の製作、実演など創造性の部分を共同で行う舞台芸術公演であること。
- ② 我が国の芸術団体が主催又は共催する公演であること。
- ③ 国際共同制作公演は原則として1公演3回以上実施されること。

※ 「国際共同制作公演（海外公演）」については、我が国の芸術団体が日本を出国してから帰国するまで、「国際共同制作公演（国内公演）」については、共同制作の相手方となる芸術団体が日本に入国してから出国するまでを1活動とします。

なお、要望は「国際共同制作公演（海外公演）」、「国際共同制作公演（国内公演）」それぞれにつき1団体1活動に限るものとします。

(3) 「東アジア交流」

東アジアとの交流に係る前記（1）から（2）の公演を補助します。

※ 東アジアの範囲：ASEAN 諸国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）、中国、韓国、モンゴル、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランドを最大圏域とする。

※ 要望は「海外公演」、「国際共同制作公演（海外公演）」、「国際共同制作公演（国内公演）」それぞれにつき1団体1活動に限るものとします。

※ 台湾における公演を応募する場合は、事前に文化庁に相談してください。

(4) 「国際フェスティバル」

我が国で開催される国際フェスティバルの舞台芸術公演を補助します。ただし、当該フェスティバルにおける舞台芸術に係る公演の規模及び期間が以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 我が国で開催される舞台芸術公演等であること
- ② フェスティバルの期間中に7日以上公演が実施されること
- ③ 広く内外の芸術団体が参加できる方途が開かれていること
- ④ 日本を含む3か国以上の芸術団体が参加して行われること

※ 要望は1団体につき1活動に限るものとします。

3. 補助の対象となる分野

対象分野は現代舞台芸術（音楽、舞踊、演劇）、伝統芸能、大衆芸能とします。

4. 補助の対象となる活動の実施期間

対象となる活動は、平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間）に実施されるものとします。

ただし、平成29年度予算が4月1日に成立しない場合は、予算成立から平成30年3月31日までの間となります。

5. 補助の対象となる者

我が国のプロフェッショナルな芸術団体で、その芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性があり、次の①又は②のいずれかの要件を満たすこと。

① 法人格を有する芸術団体が応募する場合

次の1)から3)までのいずれかに該当する団体であること。

- 1) 特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- 2) 特定非営利活動法人
- 3) 上記1)、2)以外の法人格を有し、原則として自ら一定数以上の実演家を擁する団体

② 実行委員会を組織して応募する場合

実行委員会が以下の要件を全て満たし、かつ、その中核となる団体が上記①の1)から3)までのいずれかに該当すること。

- 1) 主たる構成員が実演家又は一定数以上の実演家を擁する芸術団体であること
- 2) 定款、寄附行為に類する規約を有すること
- 3) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- 4) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- 5) 企業会計原則等に基づいた財務諸表を作成していること
- 6) 団体活動の本拠としての事務所を有すること

※ 本事業における芸術団体とは、定款・寄附行為・規約において、文化の振興又は公演・興業の実施を主たる目的とする団体とします。

※ ②のうち、1会計年度のみ組織される実行委員会は、5)の財務諸表に代えて、実行委員会の会計規則に基づく実行委員会の収支予算書でも可。ただし、応募に当たっては、中核となる団体の財務諸表も併せて提出すること。

6. 補助金の額について

補助金の額は、海外公演及び国際共同制作公演については補助対象経費、国際フェスティバルについては、補助対象経費かつ自己負担金の範囲内とします（さらに、伝統芸能分野については、1事業あたりの補助金の額の上限を概ね2,000万円とします）。なお、補助金の額は文化庁の当該事業予算の範囲内で算定されますので、補助対象経費の満額を支援できるとは限りません。

公演完了後は実績報告書等を提出していただき、交付申請書に記載されている計画どおりに実施されているか等について確認します。補助金の額は、前段に記載している額の範囲内で精算し、確定します。補助金は、確定した補助金の額を支払います。

なお、実績報告と、交付申請書に記載されている計画を比較し、経費の減額や計画の変更又は虚偽の報告等が認められる場合は、補助金の減額や返還請求、補助の取消しを行うことがあります。

※ここで言う補助対象経費とは、消費税等仕入控除税額を控除した後の額を指します。

7. 提出期間及び提出先

提出締切日 : 平成28年11月11日(金)～18日(金) (消印有効)

※提出方法は<特定記録郵便>とします。

※『平成29年度国際芸術交流支援事業応募書類在中』と朱書きで記入してください。

提出先 : 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

【音楽・舞踊・演劇・大衆芸能】 文化庁文化部芸術文化課支援推進室育成係
【伝統芸能】 文化庁文化財部伝統文化課総務係

8. 審査結果について

審査結果は、採択・不採択にかかわらず、応募のあった団体に対し、平成29年3月中旬を目途に郵送でお知らせします。

電話、ファクシミリ、電子メールでのお問合せには、お答えできません。

2. 補助の対象となる経費及び補助基礎額算出基準等

活動に係る補助対象経費は、以下のとおりです。なお、文化庁では、提出された要望書を基に、後記の補助基礎額算出基準により補助基礎額を算出します。また、要望書に補助対象経費として記入できる経費は、応募団体から支出される経費のみとし、共催者等が支出する経費は記入できません。

なお、実績報告書に記入できるのは、原則、支払済みの経費のみとなります。

海外公演（○補助対象経費）

項目	内 訳	海外公演
舞台費	大道具費、小道具費、道具スタッフ費、衣裳費、装束料、衣裳スタッフ費、履物費、かつら（床山）費、メイク費、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、映像費、特殊効果費、機材借料、字幕費、会場設営費、舞台スタッフ費	○
旅費	渡航費（燃油特別付加運賃等を含む）※旅行会社手配料不可	○
	国内交通費・国内宿泊費	×
	海外現地交通費・海外宿泊費 ※現地交通費を計上できるのは、車両の借上げ又は旅行会社等に交通機関のチケットを手配した場合のみ。	○
	日当	×

※渡航費については、日本出国後、乗り継ぎ等のために日本を経由する場合、24時間を超える日本滞在は認められません。

※チェロ等大型楽器のキャビンバゲージ用航空券は計上できません。

国際共同制作公演（○補助対象経費）

項目	内 訳	海外	国内
文芸費	演出料、演出助手料、構成料、振付料、振付助手料、脚本料、台本印刷料、脚色料、補綴料、翻訳料（パンフレット原稿除く）、舞台監督料、舞台監督助手料、舞台美術デザイン料、照明プラン料、衣裳デザイン料、音楽プラン料、音響プラン料、映像プラン料、特殊効果プラン料、バレエミストレス料、バレエマスター料、プロンプター料、原語指導料、言語指導料、方言指導料、剣術指導料、所作指導料、ドラマトゥルグ料、合唱指導料、著作権使用料・ライセンス料・ロイヤリティ、字幕原稿翻訳料	○	○
旅費	渡航費（燃油特別付加運賃等を含む）※旅行会社手配料不可	○	○
	国内交通費・国内宿泊費	×	○
	海外現地交通費・海外宿泊費 ※現地交通費を計上できるのは、車両の借上げ又は旅行会社等に交通機関のチケットを手配した場合のみ。	○	×
	日当	×	×

※渡航費については、日本出国後、乗り継ぎ等のために日本を経由する場合、24時間を超える日本滞在は認められません。

※チェロ等大型楽器のキャビンバゲージ用航空券は計上できません。

※国内交通費については、片道の移動距離が100km以上の場合のみ補助対象とします。

国際フェスティバル（○補助対象経費・－補助対象外経費）

項目	内 訳	国際フェスティバル
出演費	指揮料, 演奏料, ソリスト料, 合唱料, 助演料, 出演料, 外国人舞踊手料, 日本人舞踊手料, 狂言方	○
音楽費	音楽制作料, 音楽編集料, 副指揮料, 稽古ピアノ料, 練習ピアニスト料, 楽器借料, 楽譜借料, 楽譜制作料, 調律料, コレペティ料	○
文芸費	演出料, 演出助手料, 構成料, 振付料, 振付助手料, 脚本料, 台本印刷料, 脚色料, 補綴料, 翻訳料（パンフレット原稿除く）, 舞台監督料, 舞台監督助手料, 舞台美術デザイン料, 照明プラン料, 衣裳デザイン料, 音楽プラン料, 音響プラン料, 映像プラン料, 特殊効果プラン料, バレエミストレス料, バレエマスター料, プロンプター料, 原語指導料, 言語指導料, 方言指導料, 剣術指導料, 所作指導料, ドラマトゥルグ料, 合唱指導料, 著作権使用料・ライセンス料・ロイヤリティ, 字幕原稿翻訳料, 企画制作料	○
会場費	会場費, 附帯設備費等（当日のみ。※会場付随の費用・稽古の費用は計上できません。）※自ら所有又は管理する施設に係る経費は計上不可	○
舞台費	大道具費, 小道具費, 道具スタッフ費, 衣裳費, 装束料, 衣裳スタッフ費, 履物費, かつら（床山）費, メイク費, 照明費, 照明スタッフ費, 音響費, 音響スタッフ費, 映像費, 特殊効果費, 機材借料, 字幕費, 会場設営費, 舞台スタッフ費	○
運搬費	国際運搬費	—
	（日本）国内運搬費	○
	（海外）現地運搬費	—
謝金	編集料, 原稿料, 通訳料, 翻訳料, 会場整理謝金（アルバイト）	○
旅費	渡航費（燃油特別付加運賃等を含む）※旅行会社手配料不可	—
	国内交通費・国内宿泊費	○
	海外現地交通費・海外宿泊費 ※現地交通費を計上できるのは、バス等を借り上げた場合又は旅行会社等に交通機関のチケットを手配した場合のみ。	—
	日当	—
通信費	案内状送付料等	○
宣伝費	新聞, 雑誌, 駅貼等 ※宣伝物の発送費, DM送料等は通信費に計上すること。	○
印刷費	ポスター, チラシ, プログラム等	○
記録費	録画費, 録音費, 写真費等	○
諸経費	ビザ代	—

※ 企画制作料は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、補助対象活動における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象になります。なお、音楽事務所等が出演者を手配するマネージメント料等は含まれません。

※ 企画制作料を計上する場合、企画・制作に従事するスタッフについて以下の項目を記載した一覧表（「企画制作料に関する一覧表」という。）を作成し、要望書提出時に併せて提出すること。

記載項目：役割, 氏名, 応募団体構成員に該当の有無, 当該事業に係る従事予定日数, 1日当たりの従事予定時間, 支払予定総額

※ 国際運搬費は、船便等による国際貨物輸送を指し、国際宅配便は含めません。国際宅配便は通信費に計上してください。（国内運搬費, 現地運搬費についても同様です。）

※ 渡航費については、日本出国後、乗り継ぎ等のために日本を経由する場合、24時間を超える日本滞在は認められません。

※ チェロ等大型楽器のキャビンバゲージ用航空券は計上できません。

※ 国内交通費については、片道の移動距離が100km以上の場合のみ補助対象とします。

◆下記の経費は上記に該当する経費であっても計上できません。また、これらの経費は外部に委託した場合についても記入できません。

○添乗員・ガイド・医者に係る経費	○スタッフ・キャストの家族に係る経費	○渡航手続書類作成料	○ビザ代（国際フェスティバルは補助対象外経費として計上可）	○旅行会社手数料	○ガソリン代	○出演者等個人所有車両の借上げ	○マネージメント料		
○楽譜・楽器購入費	○下見・取材等に係る経費	○レセプション・パーティーに係る経費	○打ち上げ費	○飲食に係る経費	○記念品代	○交際費・接待費	○票券管理等のためのLAN構築経費	○事務用品費・雑費・予備費・交渉費	○事務所維持費
○電話代	○ホームページ運用費	○事務職員給与	○印紙代	○オーディション経費	○国交のない国・地域における公演に係る経費（※）	○海外傷害保険・動産保険等の各種保険	○共催名義料・名義使用料	○代引き手数料・振込手数料など各種取扱手数料	○稽古場借料（公演に対する補助であるため）等

※ 台湾における公演を応募する場合は、事前に文化庁に相談してください。

・補助基礎額算出基準

応募された事業が採択された場合、文化庁において次の基準により補助基礎額を算出します。

○人員

- ・ スタッフ・キャストに係る費用のみ「補助対象経費」とする。なお、通訳、評論家、カメラマン等に係る費用は補助対象経費としない。

※ 国際フェスティバルについては、通訳への謝金は計上可。

- ・ 代表（技術スタッフ、キャストでない者）・事務局・制作スタッフ・マネージャーに係る費用については、渡航者が20名以下の場合は1名、21名以上の場合は2名までを「補助対象経費」とする。それ以外の者については、補助対象経費としない。

○渡航費

- ・ 渡航費は、使用予定の航空機に係る往復航空券の単価で計上する。ただし、渡航日における「利用するクラスの見積書」が発行されない場合は、参考となる価格（例：現在の価格）にて計上する。なお、エコノミークラスの航空会社の正規割引運賃を上限とし、ファーストクラス・ビジネスクラス等の利用により上限を超過した部分は、補助対象経費としない。

○宿泊費

- ・ 1人1泊当たり、海外については、指定都市：19,300円、甲地：16,100円、乙地：12,900円、丙地：11,600円、国内については、甲地10,900円、乙地9,800円を上限とする。
- ・ 移動日、リハーサル日、ゲネプロ日、公演日、撤収日を「補助対象経費」に計上する。前述の公演等以外（個人練習日、セミナーやワークショップの開催日、休日等）の予定日の宿泊費は補助対象経費としない。
- ・ 全事業について、長期間にわたるリハーサルや稽古等を行う場合は、リハーサル等に係る宿泊費の上限を1公演地ごとに5日間とし、それ以上については補助対象経費としない。

※ リハーサルや稽古等には、公演に係る搬入・設営・仕込み・ゲネプロ・撤収等を含む。

- ・ 宿泊料の区分

○海外	
【アジア地域】	
指定都市	シンガポール
乙地方	インドシナ半島（タイ、ミャンマー、マレーシア含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港
丙地方	アジア大陸（指定都市・乙地方を除く）
【アフリカ地域】	
指定都市	アビジャン
丙地方	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島、セイシェル諸島
【欧州地域】	
指定都市	ジュネーヴ、パリ、モスクワ、ロンドン
甲地方	ヨーロッパ大陸（指定都市、乙地方を除く）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ、キプロス、アゾレス諸島、マディラ諸島、カナリア諸島
乙地方	アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、ロシア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、ハンガリー、トルクメニスタン、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、コソボ
【大洋州地域】	
乙地方	オーストラリア大陸、ニュージーランド、ポリネシア海域、ミクロネシア海域、メラネシア海域
【中近東地域】	
指定都市	アブダビ、クウェート市、ジッダ、リヤド
甲地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート市以外、ヨルダン、シリア、トルコ、レバノン
【中南米地域】	
丙地方	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島、イースター諸島
【北米地域】	
指定都市	ロサンゼルス、ワシントン、サンフランシスコ、ニューヨーク
甲地方	北アメリカ大陸（メキシコより北部、指定都市を除く）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島、グアム
【南極地域】	
丙地方	南極大陸
○国内	
甲地方	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地方	上記以外の都市

3. 留意事項等

1. 応募に当たっての留意事項

- (1) 補助を受けようとする活動の主体である応募者、共催者及び当該事業に関わる団体は、補助を受けようとする活動に関して、文化庁が実施する他の委託事業及び補助事業、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業への応募はできません。なお、国が実施する他の補助事業及び独立行政法人国際交流基金の助成事業と重複して支援することはできません。また、国際交流基金との共同事業に応募することはできません。
- (2) 同一の活動の要望書を複数の分野・事業種別に提出することはできません。
- (3) 慈善事業等への寄附を目的として行われる公演は、補助の対象にはなりません。
- (4) 在外公館、大使公邸等で行われるレセプション等における出演・公演に係る費用は補助対象経費となりません。また、在外公館、大使公邸、国際交流基金の各施設等で行われる公演等のみの活動は補助対象活動となりません。
- (5) 企業からの協賛金等や民間の支援団体・地方公共団体等からの支援金・補助金等の交付を受ける活動についても補助の対象となりますが、その場合は必ず収支計算書の「助成金」欄に見込額を計上してください。ただし、特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠公演」は、補助の対象にはなりません。
- (6) 要望書は審査資料となりますので、所定の様式を使用し、提出後変更が生じることのないよう、その内容について十分検討の上、作成してください。また、内定後に補助対象活動の内容・収支予算に重要な変更が生じていると認められる場合は、内定の取消しや補助金の一部又は全部を減額する場合があります。
また、渡航国の大幅な変更は認められませんので、注意してください。
- (7) 応募に当たっては、「1. 募集について」の2～5をよく確認してください。応募の対象とならない活動等は受付できません。

2. 事後評価について

補助を受けた活動については、終了後、速やかに実績報告書等を提出するものとし、その上で、事後評価を実施します。

なお、提出された資料は、情報公開請求があった場合等には、原則公開されますので、作成に当たっては十分に留意してください。

3. 事業名等の表示について

採択された活動についてポスター、チラシ、プログラム等に、文化庁シンボルマーク及び事業名「文化庁国際芸術交流支援事業」を掲載していただくことになります。

なお、採択された団体に対しては、シンボルマークの表示方法等を別途お知らせします。

4. 執行状況調査等について

採択され補助を受けた活動については、当該活動の完了日が属する年度の終了後5年間（平成34年3月末まで）、当該活動に関する帳簿及び関係書類を、善良な管理者の注意をもって保管する必要があります。実行委員会で応募する場合は、その中核となる団体が保管することとなります。また、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象となります。なお、執行状況調査の結果によっては、補助金を国庫に返納していただく場合があります。

5. 補助金の適正な執行等について

本事業は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日 法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日 政令第255号）の適用を受けることとなります。

なお、文化庁では、平成24年3月30日に、芸術団体の会計処理等に係る不正行為を効果的に防止するための方策等についてまとめた「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を作成しました。

本まとめに記された方策等は、平成24年3月以降、一定の準備期間（平成27年度事業申請までのおおむね3年間以内を目途）を設け、徐々に適用することとなっております。この中で特に御留意いただきたい方策として、補助金等の支給対象に係る団体要件があり、芸術団体の管理運営の適正化を図るため、①原則として任意団体は法人格を有する団体へ移行、②法人化が困難な団体については財務諸表等の公開を義務付けることとなっております。

これを踏まえ、平成28年度の事業の募集案内において、法人化が困難な団体に対する措置は、平成28年度限りとする予定と記載し、法人化を進めていただくようお願いしたところであり、平成29年度募集からは、法人格を有さない任意団体の応募はできませんのでご注意ください。

○「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」の掲載ページアドレス

http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/hojokin_shiyo.html

6. 不正受給等に伴う応募制限について

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業において、支援金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日 文化庁長官決定）に基づき、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日 文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給，支援金等の他の事業・用途への流用，私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない，調査に必要な書類の提出に応じない，その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は，上記(1)，(2)に準じて取り扱う。

4. 提出書類について

1. 提出書類

提出書類は、全てA4サイズ・白黒・片面印刷とし、ホチキス止めした資料及び冊子等は含めないでください。

(1) 「海外公演」

- ① 国際芸術交流支援事業「海外公演」要望書（1部）
- ② 定款，寄附行為又はこれらに類する規約（1部）
- ③ 直近3か年の財務諸表（実行委員会の場合は実行委員会及び中核団体のものをそれぞれ提出すること）
- ④ 旅行代理店発行の国際航空運賃見積書（写し）
（「実際に利用するクラスの見積書」及び「エコノミークラスの航空会社の正規割引運賃の見積書」（上限を確認するため。）各1通計2通）
- ⑤ 公演の規模・内容，過去の実績等について，参考となる参加フェスティバルからの招へい状や，企画書等（A4白黒 合計4枚以内）

(2) 「国際共同制作公演（海外公演）」，「国際共同制作公演（国内公演）」

- ① 国際芸術交流支援事業「国際共同制作公演」要望書（1部）
- ② 定款，寄附行為又はこれらに類する規約（1部）
- ③ 直近3か年の財務諸表（実行委員会の場合は実行委員会及び中核団体のものが必要）
- ④ 国際共同制作公演の規模・公演内容等について，参考となる企画書，相手方芸術団体との契約書（写し）及びその日本語訳等の資料（A4白黒 合計4枚以内）
- ⑤ 旅行代理店発行の国際航空運賃見積書（写し） ※海外公演のみ
（「実際に利用するクラスの見積書」及び「エコノミークラスの航空会社の正規割引運賃の見積書」（上限を確認するため。）各1通計2通）

(3) 「東アジア交流」

前記（1），（2）に準じる。

(4) 「国際フェスティバル」

- ① 国際芸術交流支援事業「国際フェスティバル」要望書（1部）
- ② 主催団体の定款，寄附行為又はこれらに類する規約（1部）
- ③ 中核団体の定款，寄附行為又はこれらに類する規約（実行委員会を構成する場合のみ：1部）
- ④ 直近3か年の財務諸表（実行委員会の場合は実行委員会及び中核団体のものが必要）
- ⑤ フェスティバルの規模・内容等について，参考となる企画書等（A4白黒 合計4枚以内）

※ 旅行代理店発行の国際航空運賃見積書（写し）について

渡航日における「利用するクラスの見積書」が発行されない場合は，参考となる価格（例：現在の価格）による見積書を提出してください。また，渡航日における「エコノミークラスの航空会社の正規割引運賃の見積書」が同運賃未定により発行されない場合は，現在の正規割引運賃による見積書を提出してください。なお，正規割引運賃の設定がない路線の場合は，当該便のディスカウントエコノミー料金による見積書を提出してください。

※ 財務諸表について

1会計年度のみ組織される実行委員会は，財務諸表に代えて，実行委員会の会計規則に基づく実行委員会の収支予算書でも可とします。ただし，その場合，中核となる団体の財務諸表を併せて提出してください。

2. 注意事項

- (1) 要望書の応募様式は，文化庁のホームページ（<http://www.bunka.go.jp>）からダウンロードしてください。
- (2) 要望書等の作成に当たっては，記入例を参考にしてください。
- (3) 提出した書類については，その記載内容について問い合わせることがありますので，必ず写しを取り保管するようにしてください。また，提出された書類等は返却いたしませんので，あらかじめ御了承ください。

5. 審査について

1. 審査について

補助の対象となる事業は、学識経験者等から構成される協力者会議に諮って文化庁長官が決定します。審査は、芸術団体から提出された要望書に基づき、次の審査項目により審査の上、公演計画・団体実績などを総合的に評価して行います。

※ 渡航・滞在に当たって特に注意が必要な場合に発出される外務省「渡航情報」等を参考にする場合もあります。

2. 審査項目

①海外公演

i) 団体に関する項目

ア 我が国を代表するにふさわしい実績を備えていると認められること。

ii) 内容に関する項目

イ 公演実施国で公演を行う理由や当該公演を行うことによりどのような効果を期待しているのかが明確に説明されており、その効果が本事業の趣旨に沿うもので、かつ、十分に期待できること。

ウ 芸術団体の水準向上が期待できる工夫や取組が盛り込まれた公演であること。

エ 公演内容が明確であり、具体的に説明されていること。

iii) 経営努力と負担の公平性及び経費の妥当性

オ 入場料や寄附金・協賛金等による収入や受入団体や相手方団体による経費等の一定の負担が見込め、また、資金面における実現性に無理がないこと。

カ 経費の積算内容が適正であり、また、出演者やスタッフの人数、日程が合理的であること。

②国際共同制作

i) 団体に関する項目

ア 我が国を代表するにふさわしい実績を備えていると認められ、かつ、相手団体も共同制作するにふさわしい団体であると認められること。

ii) 内容に関する項目

イ 共同制作を行う相手団体の選定理由や当該共同制作公演を行うことによりどのような効果を期待しているのか、明確に説明されており、また、その効果が本事業の趣旨に沿うもので、かつ、十分に期待できること。

ウ 芸術団体の水準向上が期待できる工夫や取組が盛り込まれた公演であること。

エ 公演内容が明確であり、具体的に説明されていること。

iii) 経営努力と負担の公平性及び経費の妥当性

オ 入場料や寄附金・協賛金等による収入や受入れ団体や相手方団体による経費等の一定の負担が見込め、また、資金面における実現性に無理がないこと。

カ 経費の積算内容が適正であり、また、出演者やスタッフの人数、日程が合理的であること。

③国際フェスティバル

i) 団体に関する項目

ア 参加団体が、プロフェッショナルとしてふさわしい技術と実績を有しており、かつ、国際発信力のある団体であると認められること。

ii) 内容に関する項目

イ 参加団体の選定理由や当該フェスティバルを開催することによりどのような効果を期待しているのか明確に説明されており、また、その効果が本事業の趣旨に沿うもので、かつ、十分に期待できること。

ウ 芸術団体の水準向上が期待できる工夫や取組が盛り込まれた公演であること。

エ 公演内容が明確であり、具体的に説明されていること。

iii) 経営努力と負担の公平性及び経費の妥当性

オ 入場料や寄附金・協賛金等による収入が見込め、また、参加団体による経費等の負担が適当で、かつ、資金面における実現性に無理がないこと。

カ 経費の積算内容が適正であり、また、出演者やスタッフの人数、日程が合理的であること。

6. 記入例及び記入上の注意事項

記入例及び記入上の注意事項を必ず参考に要望書を作成してください。

○記入例

- ・ 要望書（表紙）
国際フェスティバル以外用 P. 1 1
- 国際フェスティバル用 P. 1 2
- ・ フェスティバルの公演内容（「国際フェスティバル」のみ） 記入例省略
- ・ 収支計算書（国際フェスティバル以外用） P. 1 3
- ・ 【参考資料】事業収支 P. 1 4～1 5
- ・ 収支計算書（国際フェスティバル用） P. 1 6
- ・ 芸術団体の概要 記入例省略
- ・ 共同制作の相手方となる芸術団体の概要 記入例省略
- ・ 公演団体の概要 記入例省略
- ・ 日程表（国際フェスティバル以外用） P. 1 7
- ・ 日程表（国際フェスティバル用） P. 1 8
- ・ 渡航者名簿 P. 1 9
- ・ 任意団体に関する調書 記入例省略
- ・ 代表者確認書 記入例省略

○参考資料

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日 法律179号）
. P. 2 0
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）（昭和30年9月26日
政令255号） P. 2 6

平成29年度文化庁国際芸術交流支援事業要望書
(国際フェスティバル以外用)

平成 年 月 日

文化庁長官殿

実行委員会で申し込む場合は、中核となる芸術団体が分かるように記入してください。
例) ○○公演実行委員会(中核団体: ○○○○○○)

〒000-0000
住 所 東京都千代田区霞が関○-○-○
法 人 番 号
団 体 名 ○○公演実行委員会(中核団体, ○○○○○)
代表者職・氏名 委員長 ○○○○

団体印及び代表者印

下記の活動を行いたいのので要望書を提出します。

部 門	1. 音楽	2. 舞踊	3. 演劇	4. 伝統芸能	5. 大衆芸能	(該当するものを○で囲んでください)
事業種別 (該当するものを○で囲んでください)	1. 海外公演		2. 国際共同制作公演(海外公演)		3. 国際共同制作公演(国内公演)	
活動名	4. 東アジア交流(海外公演)		5. 東アジア交流(国際共同制作公演(海外公演))		6. 東アジア交流(国際共同制作公演(国内公演))	
実施期間	平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日					
共同制作の相手方	※事業種別で2・3・5・6を選択した場合には、相手方の団体名、団体概要、相手方代表者氏名を記入してください。					
開催場所 開催日等	※国名、都市名、会場名のほか、フェスティバル名、公演日、公演回数を具体的に記入してください。					
フェスティバル等の概要	※当該公演がフェスティバル参加公演の場合には、参加するフェスティバルの概要を記入してください。					
公演を行う理由と期待される効果	※公演を行うことにより期待される効果を記入してください。また、事業種別が1, 2, 4, 5の場合には、その国を選んだ理由も記入してください。					
公演内容	〈演目・曲名・あらすじ・見所等〉 〈主なスタッフ〉 〈主なキャスト〉 スタッフ・キャスト総勢 名					
芸術水準向上に資する工夫や取組						
共催者及びその役割	※共催者や国際共同制作公演における相手方芸術団体との費用分担については必ず記入してください。現地の広報体制について記入してください。					
民間資金導入計画						
特記事項	※相手国との周年事業である場合には、その旨記入してください。(日○修好○十周年記念)					
他の補助事業等への応募状況	※本事業へ応募される場合には、当該活動に関して、文化庁が実施する他の委託事業及び補助事業、(独)日本芸術文化振興会の助成事業への応募はできません。					
担当者 所属・氏名	電話	(時間外連絡:)			FAX	
					E-mail	

活動名は、要望書提出後には原則として変更できません。要望書提出時に活動名が決定していない場合には、「○○○○○(仮称)」と記入してください。

実施期間については、海外で行われる活動については、本邦を出発する日から帰国する日まで、国内で行われる活動については、共同制作の相手方が入国してから出国するまでを記入してください。

平成29年度文化庁国際芸術交流支援事業要望書
(国際フェスティバル用)

平成 年 月 日

文化庁長官殿

実行委員会で申し込む場合は、中核となる芸術団体が分かるように記入してください。
例) ○○公演実行委員会 (中核団体: ○○○○○○)

〒000-0000
住 所 東京都千代田区霞ヶ関○-○-○
法 人 番 号
団 体 名 ○○実行委員会(中核団体, ○○○○)
代表者職・氏名 委員長 ○○○○ 印

下記の活動を行いたいので要望書を提出します。

記

団体印及び代表者印

部 門	1. 音楽 2. 舞踊 3. 演劇 4. 伝統芸能 5. 大衆芸能 (該当するものをいずれか1つ○で囲んでください)				
事業種別	国際フェスティバル				
フェスティバル名	フェスティバル名は、要望書提出後には原則として変更できません。要望書提出時にフェスティバル名が決定していない場合には、「○○○○(仮称)」と記入してください。				
実施期間	平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()				
フェスティバルの概要	(公演参加団体名, 公演名, 公演形態, 会場名, 日時, 実施回数等) 実施期間は、フェスティバルの開催期間を記入してください。 総計 (参加団体数, 参加国数, 実施回数)				
参加団体の選定理由及び期待される効果	※参加団体の選定理由とフェスティバル開催により期待される効果を記入してください。				
芸術水準の向上に資する工夫や国際発信に関する取組	実行委員会を組織している場合には、実行委員会の構成団体名及びそれぞれの役割と経費負担額を記入してください。 役割とは幹事団体、会員団体、事務局などを言います。				
共催者及びその役割	※共催者や参加団体との費用負担について必ず記入してください。				
民間資金導入計画					
他の補助事業等への応募状況	※本事業へ応募される場合には、当該活動に関して、文化庁が実施する他の委託事業及び補助事業、(独)日本芸術文化振興会の助成事業への応募はできません。				
担当者所属・氏名	電話	(時間外連絡:)	FAX		
			E-mail		

収支計算書

(国際フェスティバル以外用)

(支出)

項目	内 訳	金額(円)
旅 費	渡航費 成田～パリ～ウィーン～成田 @189,000×20人 3,780,000 *	6,476,000
	現地交通費 バス借上げ(5日間) 700,000 *	
旅 費	宿泊費 指定都市 パリ @19,300×1泊×20人 386,000 *	1,610,000 *
	甲地 ウィーン @16,100×5泊×20人	
提出した「利用するクラスの見積書」に基づき記入してください。(エコノミークラスの航空会社の正規割引運賃上限)		
消費税非課税・不課税となる経費については*を付してください。なお、計上に当たっては、会計担当や税理士等専門知識を有する者に確認してください。		
補助対象経費	大道具費 3600ユーロ (@170) 612,000 * 小道具費 600ユーロ (@170) 102,000 * 照明費 600ユーロ (@170) 102,000 *	896,000
舞台費(海外公演) ・文芸費(国際共同制作公演)	会場設営費 先方負担 衣裳費 80,000	
課税事業者の場合：先に、{(A)-(B)}×8/108を計算してください。ここで1円未満を切捨てとし、整数にしてください。そして(A)から引いてください。		
補助対象経費計(A)		7,372,000
(A)のうち消費税非課税・不課税となる補助対象経費の額(B)		7,292,000
消費税等仕入控除税額控除後補助対象経費(C) ・課税事業者：(C)=(A)-{(A)-(B)}×8/108 ・免税事業者・簡易課税事業者：(C)=(A)		7,366,075
【参考】 対象経費との差額分	渡航費(差額) ビジネ 円× 人= 円 宿泊費(対象日差額) 指定都市 (21,000-19,300)×1泊×20人 34,000 乙地 宿泊費(対象日以外) 甲地 乙地	34,000

団体名:

事業収支

※応募事業に関し、補助対象経費以外も含めて記入してください。

	項目	金額(円)	内 訳		
	収入の部	入場料収入		〇〇会場(会場収容人数〇〇人) 円× 枚= 円× 枚= 円	円 円
共催者負担金			〇〇社		
補助金・助成金			(注:他の補助事業等に申請している場合は、必ず記入すること。)		
寄附金・協賛金			(現地主催者負担金等その内訳を記入すること。)		
プログラム売上収入			円× 部=	円	
広告料・その他収入					
小 計 (イ)					
自己負担金(ロ)			〇〇銀行〇〇支店から借入 〇〇〇円, 〇〇氏個人から借入〇〇〇円 ※具体的な調達方法を記入してください。		
収入合計(イ)+(ロ)			支出の部の合計(A)と一致させてください。		
支出の部	出演費		出演料 円× 人× 回 演奏料 円× 人× 回	円 円	
	音楽費		音楽制作料	円	
	文芸費	演出料			円
		演出助手料	円×	人	円
		舞台監督料			円
		舞台監督助手料	円×	人	円
		脚本料			円
		振付料			円
		美術デザイン料			円
		音響デザイン料			円
照明プラン料				円	
著作権使用料		円×	回	円	
台本印刷料			円		
原稿料	円×	人	円		

事業収支(続紙)

	項 目	金 額(円)	内 訳			
支 出 の 部	会場費		会場使用料(付帯設備費含む)			円× 円
	舞台費		大道具費			円
			小道具費			円
			衣装費			円
			照明費			円
			かつら費			円
			履物費			円
			メイク費			円
	運搬費		国際運搬費			円
			海外現地運搬費			円
	謝金		原稿料			円
			通訳料	円×	人×	日 円
旅費		渡航費				
		ビジネ	円×	人	円	
		コマー	円×	人	円	
		ビジネ	円×	人	円	
		コマー	円×	人	円	
		現地交通費				
		鉄道費	円×	人	円	
		バス代	円×	人	円	
		鉄道費	円×	人	円	
		バス代	円×	人	円	
		宿泊費	円×	人×	泊 円	
			円×	人×	泊 円	
通信費		案内状送付料	円×		通 円	
		国際宅急便	円		通 円	
宣伝費		宣伝費	円×		社 円	
印刷費		プログラム印刷費	円×		部 円	
		入場券印刷費	円×		枚 円	
		チラシ印刷費	円×		枚 円	
		ポスター印刷費	円×		枚 円	
記録費		録画費			円	
		録音費			円	
		写真費			円	
諸経費		ビザ代			円	
支出合計(A)						

※収入合計(イ) + (ロ)と支出合計(A)は一致させること。

団体名:

収支計算書

(国際フェスティバル用)

(収入)

(支出)

区分	内 訳	金額(円)	項目	内 訳	金額(円)	
入 場 料 収 入	〇〇円×〇人 1,500,000	1,500,000		指揮料 〇〇〇〇 (名前) 900,000	3,087,000	
				出演料 @30,000×5回×5人 750,000 @25,000×5回×10人 1,250,000		
			出 演 ・ 音 楽 ・ 文 芸 費	楽器借料 コンガ 50,000 楽譜借料 85,000 著作権使用料 JASRAC(3曲分) 52,000		
消費税非課税・不課税となる経費については*を付してください(海外公演を参考)。なお、計上にあたっては、会計担当や税理士等専門知識を有する者に確認してください。						
そ の 他 の 収 入	[共催者負担金]	0	助 対 象 経 費	会場費 (実行委員会構成団体管理) 0	302,000	
	[補助金・助成金]	300,000		会場設営費 102,000 機材借料 200,000		
	〇〇市 300,000					
	[寄附金・協賛金]	500,000		謝 金 ・ 旅 費 ・ 宣 伝 費 等	宣伝費 新聞広告 3紙 800,000	1,300,000
	株式会社△△△ 500,000				印刷費 チラシ 〇〇部 200,000 パンフレット 〇〇部 300,000	
[プログラム・図録等売上収入]	0					
[広告料・その他収入]	500,000					
	プログラム広告料 500,000					
小 計 (イ)		2,800,000		補助対象経費計 (A)	4,689,000	
				(A)のうち消費税非課税・不課税となる 補助対象経費の額 (B)	0	
				消費税等仕入控除税額控除後補助対象経費 (C) ・課税事業者: (C)=(A)-{(A)-(B)}×8/108 ・免税事業者・簡易課税事業者 : (C)=(A)	4,689,000	
自己負担金 (ロ)	〇〇銀行〇〇支店から借入 〇〇〇円, 〇〇氏個人から借入 〇〇〇円 ※具体的な調達方法を記入してください。	1,989,000	補 助 対 象 外 経 費 (D)	国際運搬費 (〇〇~〇〇) 100,000	100,000	
総額 (イ) + (ロ)		4,789,000		総額 (A) + (D)	4,789,000	

※総額 (イ) + (ロ) は総額 (A) + (D) と一致させること

団体名:

日 程 表

(国際フェスティバル以外用)

名簿No. 1～3

月日(曜)	公演地 都市名(国名)	公演日程等 (移動経路)	交通手段	(フリガナ) 会 場	(フリガナ) 宿 泊 先	(フリガナ) 地元主催者	備考
7/3(木)	東京	東京発↓	〇〇便				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 交通費や滞在費が先方負担の場合、対象外(休日の場合)など場合にはその旨を備考欄に記入してください。 </div>
	フランクフルト(ドイツ)	(フランクフルト経由)					
	ウィーン(オーストリア)	ウィーン着		〇〇劇場	〇〇ホテル	〇〇〇〇	滞在費先方負担
7/4(金)	ウィーン(オーストリア)	仕込/リハーサル		〇〇劇場			
7/5(土)	ウィーン(オーストリア)	ケネプロ/公演①		〇〇劇場	〇〇ホテル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> アルファベット表記の場合は必ずフリガナを記入してください。 </div>
↓		ケネプロ/公演②→ ⑨					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 渡航日から帰国日まで、仕込み、リハーサル、本番、撤収等の予定も含め、詳細に記入してください。 </div>
7/10(木)	ウィーン(オーストリア)	公演⑩/撤収		〇〇劇場			
		ウィーン発↓	△△便				
	ベルリン(ドイツ)	ベルリン着		△△劇場	△△ホテル		
7/11(金)	ベルリン(ドイツ)	仕込/リハーサル		△△劇場	△△ホテル		
7/12(土)	ベルリン(ドイツ)	ケネプロ/公演/撤収		△△劇場	△△ホテル		
7/13(日)	ベルリン(ドイツ)	ベルリン発↓	□□便		機内泊		
7/14(月)	東京	東京着					

団体名:

日 程 表
(国際フェスティバル用)

※公演参加団体毎に作成してください。

公演参加団体名 ○○○○○

月日(曜)	公演地 都市名(国名)	公演日程等 (移動経路)	交通手段	(フリガナ) 会 場	(フリガナ) 宿 泊 先	備考
7/3(木)	ウィーン(オーストリア)	ウィーン↓	〇〇便			交通費や滞在費先方負担・対象外(休日の場合)などを記入してください。
		(フランクフルト経由)	〇〇便			
	成田	成田着	高速バス			
	東京都渋谷区	東京都渋谷区着			〇〇ホテル	
7/4(金)	東京都渋谷区	仕込/リハーサル		〇〇劇場	〇〇ホテル	
7/5(土)		ゲネプロ/公演①		〇〇劇場	〇〇ホテル	読みが困難な場合は必ずフリガナを記入してください。
7/6(日)		ゲネプロ/公演②→ ③		〇〇劇場	〇〇ホテル	
7/7(月)		公演④/撤収		〇〇劇場	〇〇ホテル	渡航日から帰国日まで、仕込み、リハーサル、本番、撤収等の予定も含め、詳細に記入してください。
7/8(火)	東京都渋谷区	東京都渋谷区発 ↓				
	成田	成田発	〇〇便			
7/9(水)	フランクフルト(ドイツ)	フランクフルト(ドイツ)	〇〇便			
4/12(土)	ウィーン(オーストリア)	ウィーン着(オーストリア)				

団体名: _____

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

昭和30年8月27日法律第179号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和22年法律第34号）第21条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第4条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定めのあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契

約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
 - 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
 - 3 前2項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
 - 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第8条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第10条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要性がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第8条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

- 第11条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。
- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第2条第4項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

- 第12条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

- 第13条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

- 第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

- 第15条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行ふ現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

- 第16条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。
- 2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従つて行ふ補助事業等について準用する。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消)

- 第17条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第8条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第21条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第5章 雑則

(理由の提示)

第21条の2 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第24条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又

は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第24条の2 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第25条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第26条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第26条の2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条及び第4条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第26条の3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第1項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第26条の4 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第27条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第30条 第11条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第31条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条第2項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第23条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第33条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第29条から第31条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、昭和29年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

（補助金等の交付の申請の手続）

第3条 法第5条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他各省各庁の長（新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の補助金等に関してはその総裁、農畜産業振興事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本中央競馬会又は運輸施設整備事業団の補助金等に関してはこれらの理事長とする。以下同じ。）が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 六 その他各省各庁の長が定める事項
- 3 第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第4条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第5条 法第10条第2項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第6条 法第10条第3項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第10条第1項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第7条 各省各庁の長は、法第13条第2項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第17条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第8条 法第14条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容及びなつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）

第9条 法第18条第3項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長に提出しなければならない。

- 3 各省各庁の長は、法第18条第3項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 4 新東京国際空港公団若しくは地域振興整備公団の総裁又は農畜産業振興事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本中央競馬会若しくは運輸施設整備事業団の理事長は、法第18条第3項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、新東京国際空港公団又は運輸施設整備事業団にあつては国土交通大臣、地域振興整備公団又は新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、農畜産業振興事業団又は日本中央競馬会にあつては農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 5 国土交通大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

- 第10条 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における法第19条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 法第19条第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

- 第11条 法第19条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

- 第12条 第9条の規定は、法第19条第3項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第9条第2項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

- 第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

- 第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
 - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出手続)

- 第15条 法第25条第1項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から30日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長（法第26条第1項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第2項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

7. 文化プログラムへの参画について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以後、東京2020大会）は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典です。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、東京2020大会を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえており、リオ大会後から、全国の自治体や芸術家等との連携の下、文化プログラムを全国各地で推進していくことを謳っています。

文化庁としては、東京2020大会を契機に、文化プログラムを推進することを重点政策ととらえており、文化庁の委託事業や補助事業に申請される団体等におかれましては、多様な文化プログラムを実施するとともに、可能な限り、文化プログラムに関する認証プログラムへの申請をお願いいたします。

《認証プログラム》

1. 東京2020文化オリンピアド（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

政府、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー等の東京2020大会に関連の強いステークホルダーが実施する事業（東京2020公認文化オリンピアド）や、地方公共団体（会場関連自治体を除く）や独立行政法人を含む非営利団体が実施する、東京2020大会の機運を醸成し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業（東京2020応援文化オリンピアド）が対象です。

公認文化オリンピアドは2016年10月から開始され、応援文化オリンピアドは2017年度より本格的に開始（2016年10月から一部先行開始）される予定です。

<東京2020組織委員会ホームページ>

<https://tokyo2020.jp/>

2. beyond2020プログラム（内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局）

民間企業を含む様々な主体が実施する、2020年以降を見据えたレガシー創出に資する事業が対象です。

当局からの正式な案内はされていませんが、本年晩秋以降に開催される模様です。

<東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部ホームページ
>

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu

※各認定プログラムの詳細は、追って、各関係機関のホームページ等で詳細が公表される予定です。